

【地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について】

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和8年度一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況は下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 65,455千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策経費 761,993千円

(単位:千円)

事業名		令和8年度予算額	財 源 内 訳					
			特 定 財 源				一 般 財 源	
			国庫支出金	府支出金	地方債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉関係経費	353,802	149,695	81,941	0	8,228	16,462	97,476
社会保険	社会保険関係経費	305,661	13,578	44,379	0	874	35,664	211,166
保健衛生	保健衛生関係経費	102,530	2,860	7,403	0	16	13,329	78,922
合 計		761,993	166,133	133,723	0	9,118	65,455	387,564

※ 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の令和8年度当初予算額の22分の12に相当する額とし、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。